

**高額医療・高額介護合算制
度が始まります**

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の同じ医療保険の被保険者全員が、1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費や高額介護サービス費を除いた額）を合計し、別表の自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた金額が支給されます。医療保険・介護保険いずれかの自己負担額が0円の場合は該当しません。

この制度は平成20年4月から開始のため、平成21年度の申請に限り、平成20年4月～平成21年7月の16カ月間の自己負担額が別表のカッコ内の限度額を超えた額と、平成20年8月～平成21年7月の12カ月間の自己負担額が別表のカッコ外の限度額を超えた額とを比べ、多い方の額を支給します。

※限度額を超えた額が500円未満の場合は支給対象となりません。

■支給申請

申請先は加入している医療保険です。国民健康保険・後期高齢者（長寿）医療制度以外の医療保険に加入している方は、介護保険の自己負担額証明書が必要となります。

平成21年7月31日（支給基準日）現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、支給対象となる世帯には、通知書が届きますので、通知書の内容に従って手続きをしてください。

ただし、次に該当する方は

通知書が届かない場合があります。支給対象になると思われる方は、担当課へご相談ください。

○通知書が届かない方
平成20年4月1日～平成21年7月31日の間に

- ・市外から転入された方
- ・医療保険が変わった方
- ・医科・歯科での受診が一度もない方（柔道整復、あんま・マッサージのみの方）
- ※職場などの健康保険加入者は、加入している保険者にお問い合わせください。

■問合せ

- 市庁舎本館国保医療課
- ・国保係（国民健康保険について）
TEL 0897-52-1447
- ・医療係（後期高齢者医療制度について）
TEL 0897-52-1212
- 市庁舎別館高齢介護課
- ・介護認定給付係（介護保険について）
TEL 0897-52-1423
- 各総合支所市民福祉課
- 市民保険係・福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

特定最低賃金を改正

愛媛労働局では特定最低賃金を改正し、平成21年12月25日から施行しています。

■改正後の特定最低賃金

- ①パルプ、紙製造業
1時間 766円
- ②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
1時間 781円
- ③電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
1時間 745円
- ④船舶製造・修理業、船用機関製造業
1時間 790円
- ⑤各種商品小売業
1時間 690円

※①～⑤の労働者と①～③の産業には特定最低賃金の適用除外となる労働者・業種が定められており、これらに該当する場合は愛媛県最低賃金（1時間632円）が適用されます。

■問合せ

- 愛媛労働局賃金室
TEL 089-935-5205
- 新居浜労働基準監督署
TEL 0897-3710151

■自己負担限度額（平成21年7月31日時点の世帯状況で計算します）

（ ）内の金額は16カ月で計算する場合の自己負担限度額です。

▼後期高齢者（長寿）医療制度に加入している方

①	保険証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円 (89万円)
②	①・③・④以外の場合	56万円 (75万円)
③	世帯員全員が市町村民税非課税の場合	31万円 (41万円)
④	③のうち、世帯員全員の所得が一定以下（※）の場合	19万円 (25万円)

※世帯員全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がない方など。年金収入のみの方の場合は、年金受給額80万円以下の方。

▼国民健康保険に加入している、70歳～74歳の方

①	保険証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円 (89万円)
②	①・③・④以外の場合	56万円 (75万円)
③	世帯員全員が市町村民税非課税の場合	31万円 (41万円)
④	③のうち、世帯員全員の所得が一定以下（※）の場合	19万円 (25万円)

※世帯員全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がない方など。年金収入のみの方の場合は、年金受給額80万円以下の方。

▼国民健康保険に加入している、70歳未満の方

①	世帯員全員の基礎控除後の合計所得が600万円を超える場合	126万円 (168万円)
②	①・③以外の場合	67万円 (89万円)
③	世帯員全員が市町村民税非課税の場合	34万円 (45万円)